

# 「久が原二丁目計画に係る基本協定」の締結について

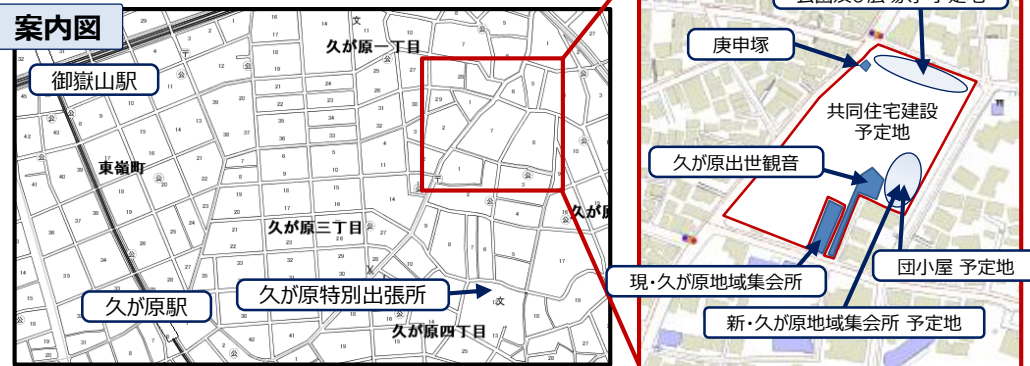
## 経過

本件土地（久が原二丁目7番1号）は、平成7年より民間事業者の職員寮として活用されてきたが、令和2年に住友不動産(株)（以下「事業者」という。）に土地及び建物が売却され、現在、共同住宅建設に向けた開発（以下「本開発」という。）が進められている。

このたび、「久が原地域集会所の整備」、「消防団分団本部施設（団小屋）敷地の提供」、「公園及び広場等の整備」や、久が原地区自治会連合会からの地区要望を踏まえた「久が原出世観音と庚申塚の存置」などを規定する「久が原二丁目計画に係る基本協定」について、令和3年7月12日付けで区と事業者との間で締結した。

## 土地・建物概要等（現況）

### 案内図



### 開発地

- 所在地：久が原二丁目7番1号
- 用途地域：第一種低層住居専用地域  
第一種中高層住居専用地域
- 土地面積：約10,180㎡

### 久が原地域集会所

- 所在地：久が原二丁目7番17号
- 用途地域：第一種低層住居専用地域
- 土地面積：363.57㎡
- 建物面積：358.22㎡

## 基本協定

### 基本協定骨子

- 「久が原出世観音」と「庚申塚」の存置  
(内容)
  - ・久が原出世観音と庚申塚の、本開発の敷地内への「存置」
  - ・事業者による「管理」の実施
- 久が原地域集会所の整備  
(内容)
  - ・事業者による「新・久が原地域集会所」の整備
  - ・区が所有する「久が原地域集会所」及びその敷地と、事業者が整備した「新・久が原地域集会所」及びその敷地の交換
- 消防団分団本部施設（団小屋）敷地の提供  
(内容)
  - ・「消防団分団本部」が建設できる敷地の東京消防庁への提供
- 公園及び広場等の整備  
(内容)
  - ・事業者による「公園及び広場等（開発面積の6%以上）」の整備
- （その他項目）
  - ・協定の解除、協定の変更、協定の有効期間、守秘義務、誠実協議

### 今後の予定

区が所有する「久が原地域集会所」及びその敷地と、事業者が整備した「新・久が原地域集会所」及びその敷地の交換に向け、引き続き、区と事業者との間で協議を進めるとともに、所要の手続きを進めていく。